

7/24(月)の行事



報道発表資料の配付日時 6月23日(金)

| | | |
|-----------------|--|--|
| 発表項目 | 令和5年度(2023年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について | |
| 概要 | <p>1 開催日時 令和5年(2023年)7月24日(月) 10時00分~11時30分</p> <p>2 会場 Zoom(Web会議システム)を使用したオンライン開催とするため、本庁会場、十勝教育局会場、各市町村会場、各高等学校会場のほか個人PCからも参加可能</p> <p>3 内容 別添「開催案内」のとおり</p> <p>4 主催 北海道教育委員会</p> | |
| 参考 | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | <p>○報道に当たってのお願い 本協議会は、一般の方もZoomを使って傍聴できます。 つきましては、報道機関のご協力を得て周知し、次により電話及び電子メールで一般傍聴参加の申込みを受け付けたいと考えておりますので、積極的な報道をお願いします。</p> <p>◇申込み・問合せ ・十勝教育局 企画総務課 総務係 (電話:0155-27-8627 E-mail: tokakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp) ・電話、メールによる申込期間は、7月10日(月)まで ・受付は、先着18名まで</p> | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | |
| | 同時レク | |
| | 記者レク | |
| その他 | | |
| 担当(連絡先) | 北海道教育庁十勝教育局 企画総務課 総務係長 米澤 電話:0155-27-8627 | |

令和5年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について

北海道教育委員会では、学校を取り巻く教育環境の変化が著しい状況のなかで、公立高等学校の配置については、地域との連携を深め解決を求めていかなければならない様々な課題があることから、管内の市町村関係者及び学校関係者などと協議を行なうため、「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」を、次により開催します。

なお、Zoom (Web会議システム) を使用したオンラインによる開催とします。

また、協議会参加対象者とは別に傍聴が可能ですので傍聴を希望される方は次によりお申し込みください。

記

1 日 時

令和5年(2023年)7月24日(月)10時～11時30分

2 開催方法

Web(Zoom)によるオンライン開催

3 会 場

Z o o mを使用したオンライン開催とするため、十勝教育局会場、各市町村会場、各高等学校会場を設置するほか、参加対象者の状況を踏まえ、個人P Cからの参加も可能とします。

なお、傍聴者の参加会場については個人パソコンでの参加または十勝教育局会場での参加とします。

4 内 容

学区ごとの意見調整

5 参加対象

十勝管内各市町村の首長、教育長、小学校長の代表者、中学校長の代表者、小学校PTA関係者の代表者、中学校PTA関係者の代表者及び各公立高等学校長、公立高等学校PTA関係者、私学関係者、経済団体関係者

6 傍聴の申込方法

電話又は電子メールによりお申し込みください。先着で18名とします。

(申込に当たっては、氏名・お住まいの市町村・連絡先・参加方法(教育局会場・web(zoom))を教えてください。)

申込期間は、7月10日(月)までです。

7 申込み・問合せ

北海道教育庁十勝教育局 企画総務課総務係

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電話 0155-27-8627

FAX 0155-23-5320

mail tokakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

8 その他

傍聴に関しては、『傍聴者の皆さんへ』を遵守していただきます。

別紙

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁十勝教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴人の参加会場については、個人パソコンでの参加または十勝教育局会場での参加とします。
なお、傍聴の人数は、Web (Zoom) による傍聴及び十勝教育局会場での傍聴とも各18人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
 - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 通信回線や機器の不具合により、傍聴者に不利益が生じたとしても、本協議会はその責を負いません。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。